

「釈文の訂正と追加」欄の新設について

本誌は、これまで①一九〇〇年出土の木簡、②一九七七年以前出土の木簡、③論考その他、の三部で構成してきた。

①「一九〇〇年出土の木簡」は、当該号発行の前年一二月の研究集会で、「一九〇〇年全国出土の木簡」などとして報告したものを中心に、一年ごとの全国の木簡出土情報を集成するものである。その際、研究集会以後その年度内に出土した木簡も可能な範囲で収め、また本来本誌の既刊号の①の欄で報告すべきであったその年以前出土の木簡についてもできる限り収集し、この欄に掲載してきた。

②「一九七七年以前出土の木簡」は、一九七九年刊行の本誌創刊号の収録範囲以前の出土にかかる一九七七年以前出土の木簡を、①と同じスタイルで集成するものである。

①②の木簡の釈文は、その時点で能う限りの最良のものを収載するようにしているが、木簡の保存処理やその後の研究の進展によって新たに文字が判読できたり、釈読に訂正を要するような箇所が生じたりすることが少なくない。また、本誌掲載後に遺物整理の過程で、新たな木簡の存在が明らかになることも多い。

本誌では、同一遺跡の発掘調査については、①②とも調査回数ないし年度ごとに一回の収録を原則としているため、右のような

木簡の釈文の訂正や追加の必要がある場合には、随時コラムなどで紹介してきた。しかしながら、収載する木簡の点数が年々増大するに伴い、このような方法では対応できないような事態も予想される。

本誌掲載の事例報告、ことに木簡の釈文については、このような訂正や追加についても、確実に誌面に反映させていくことが本誌の責務であると考える。そこでこのたび、①②の欄で報告した木簡の釈文の訂正と追加を必要に応じて収録する「釈文の訂正と追加」の欄を、①②の次に新たに設けることとした。

収録の体裁は基本的には①②に倣うが、凡例に明記したように、若干この欄独自の体裁をとる部分がある。その要点を摘記すると次のようになる。

- (1) 既掲載の事例報告を受ける形で掲載するので、対応する報告が掲載された本誌の号数を、遺跡名の下に明記する。
- (2) 遺跡位置を示す五万分の一地形図は原則として割愛する。
- (3) 「遺跡及び木簡出土遺構の概要」の項は省略し、必要な場合は「木簡の釈文・内容」の項で必要最少限の言及を行なう。
- (4) 木簡の掲載順は、釈文の訂正、同追加の順とし、通し番号を付す。また、釈文を訂正する木簡については、既掲載の事例報告における木簡番号を最下段に付す(例 17(2)、本誌17号掲載の事例報告の木簡(2)の訂正であることを示す)。